

第1節 知的財産活動の動向

1. 特許・実用新案

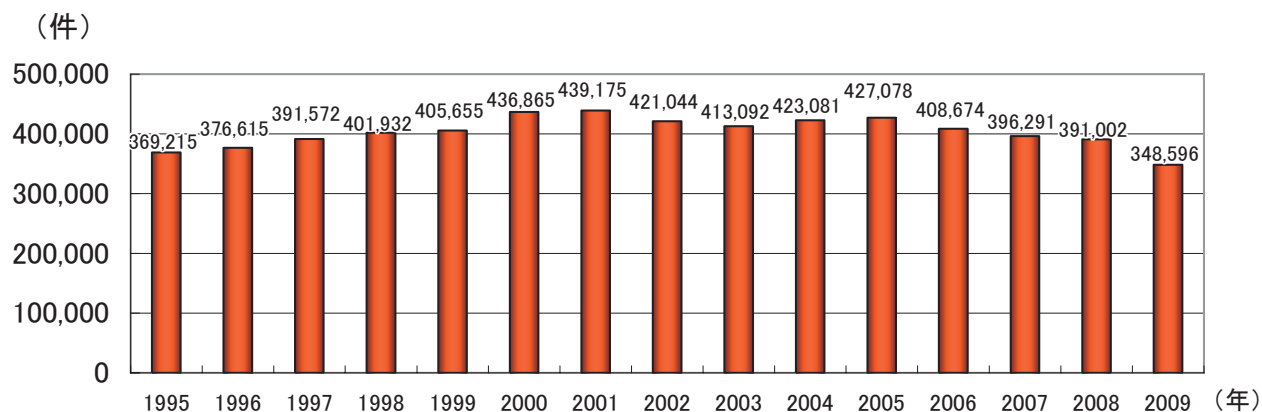
(1) 特許・実用新案の出願及び特許の審査請求動向

①量から質へ移行する特許の出願戦略

特許出願件数は、1995年から年々増加し、2001年には439,175件と我が国史上最多の件数となった。こうした特許出願件数の急増は、パテント・エクспローションとも称される世界的な流れであったが、我が国の特許出願件数は欧米と比較しても非常に多かった。

その後も、2006年まで特許出願件数は40万件を超える高い水準で推移していたが、2006年以降は、減少が続いている。これは、従来の守りを主眼とした大量の特許出願・特許権取得から、核となる事業を展開する上で必須の質の高い特許権の取得へと、特許出願の重点化を図る企業が増えていることに加え、開発した技術の性質によってはあえて出願せずにノウハウとして秘匿管理することで事業の優位性を確保する考え方が浸透しつつあり、出願人による出願の厳選が進んでいることも背景にあると考えられる。2009年の出願件数は348,596件（前年比11%減）と大きく減少しているが、これは出願の厳選が進んでいることに加え、昨今の景気後退の影響が現れているものと考えられる。

【特許出願件数の推移】



(資料) 特許庁作成

②審査請求期間の短縮による審査請求件数への影響

審査請求件数は、2001年10月1日より審査請求期間が7年から3年に短縮されたことによって、この15年間に大きく変化した。

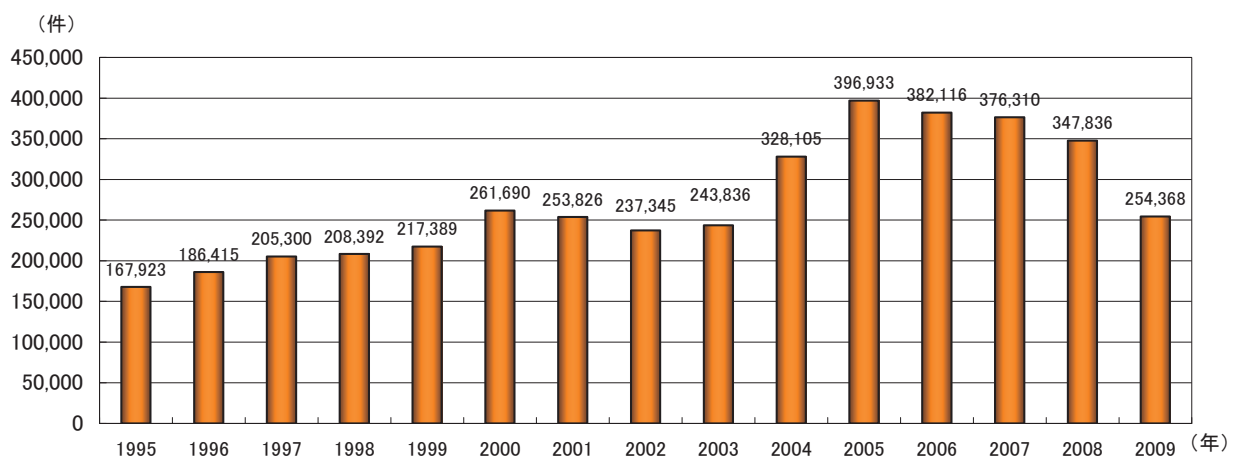
2000年には、審査請求件数が261,690件（前年比20%増）と大幅に増加した。これは審査請求期間の短縮に対応するために、審査請求が前倒しされた影響によるものと考えられる。

また、審査請求期間が短縮されたことに伴い、審査請求件数は、2004年に328,105件（前年比35%増）、2005年に396,933件（前年比21%増）と急増した。審査請求は、特許取得の

必要性を見極めるため、審査請求期間の最終年に集中する傾向がある。そのため、2001 年 10 月以降に出願された審査請求期間 3 年の出願の審査請求が 2004 年以降に集中するとともに、それが、審査請求期間 7 年の出願の審査請求と重なった。これにより、審査請求件数の一時的な増大、いわゆる「請求のコブ」が生じ、審査請求件数の急増の主要因となった。さらに、審査請求期間が 7 年の出願の最終審査請求率¹が 50%台で推移していたのに対し、審査請求期間が 3 年に短縮された後の出願である 2002-2005 年の出願の最終審査請求率は 60%台後半にまで上昇したことも影響している。

2006 年以降の審査請求件数は、「請求のコブ」のピークを過ぎたことにより、減少傾向に転じている。特に 2009 年の審査請求件数は、254,368 件（前年比 27%減）と大幅に減少した。これは 2008 年 9 月末をもって「請求のコブ」が終了したことに加え、出願動向と同様に、昨今の景気後退の影響や、出願人に審査請求の厳選という考え方が浸透しつつあることも背景にあるものと考えられる。

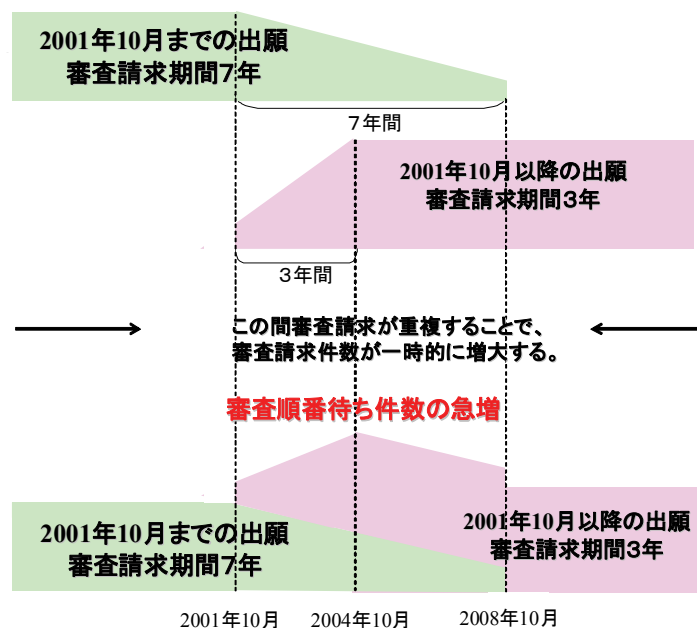
【審査請求件数の推移】



（資料）特許庁作成

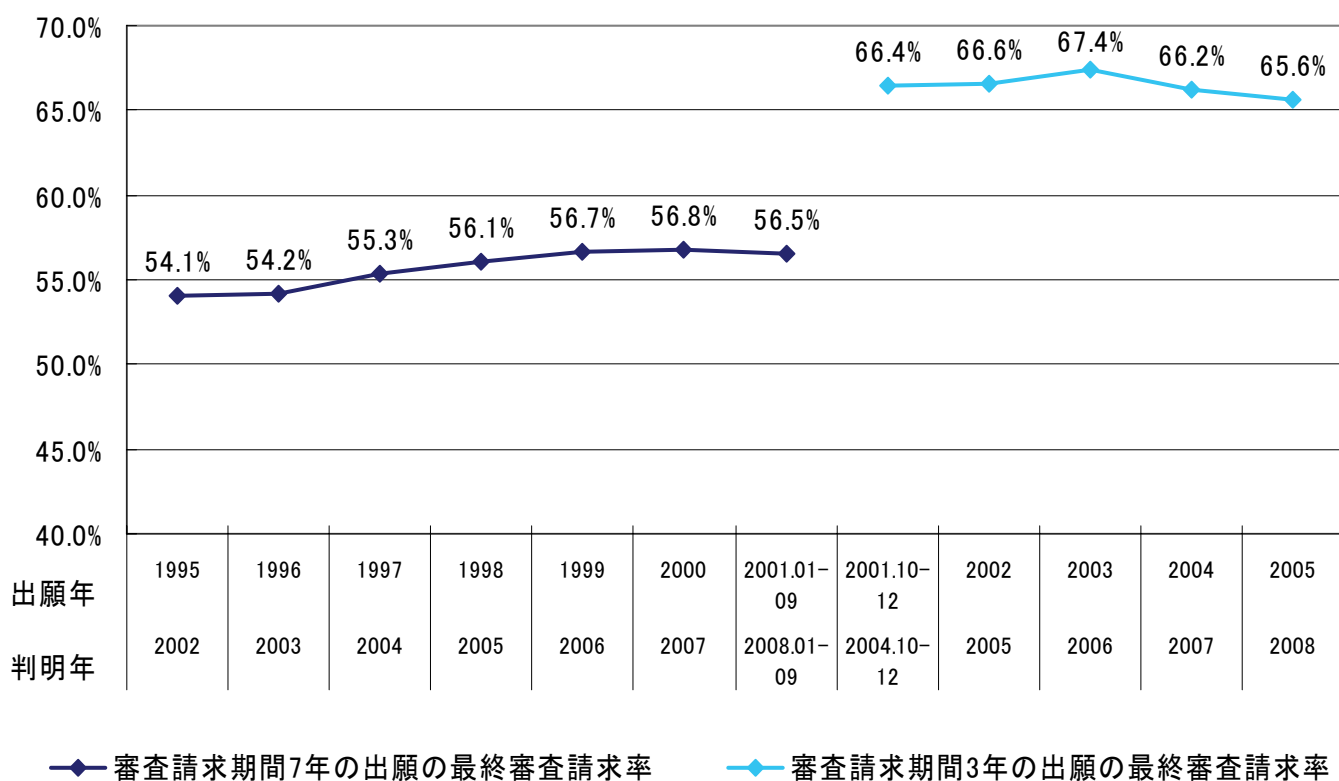
¹ 所定の期間になされた特許出願のうち、審査請求期間満了までに審査請求がなされたものの割合。

【新旧審査請求制度の共存による審査請求急増（請求のコブ）】



（資料）特許庁作成

【最終審査請求率の推移】



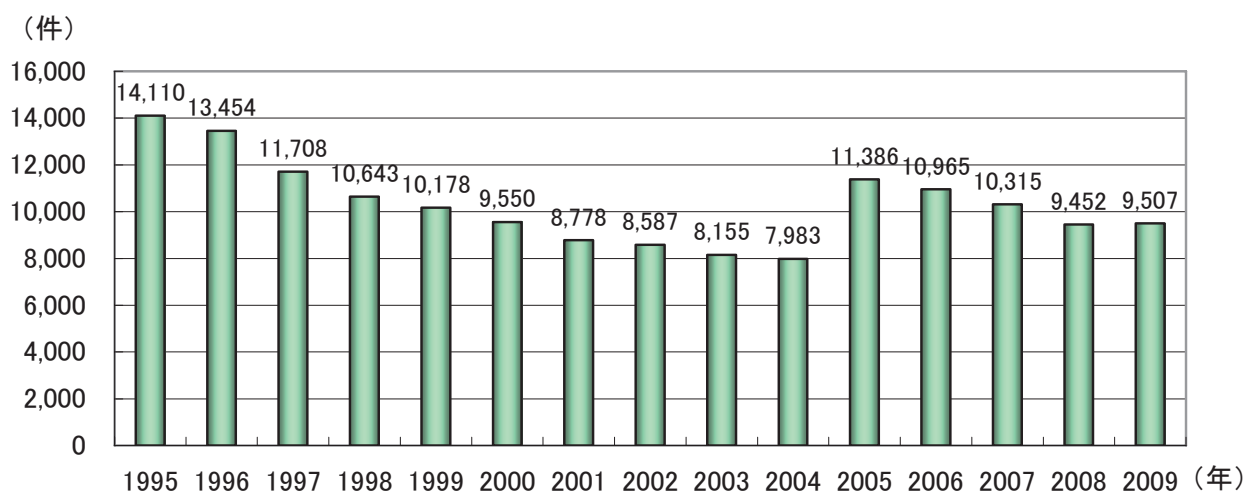
（備考）日本を指定国とする国際出願については、国際出願年を出願年として算出。

（資料）特許庁作成

③実用新案の出願動向

1994 年に無審査登録制度である新実用新案制度に移行して以降、実用新案登録出願件数は減少し、2000 年には 10,000 件を切り、その後も漸減の一途をたどっていた。こうした状況の中、制度の魅力向上を図るため、2005 年 4 月から改正実用新案制度が施行された。改正実用新案制度の施行に伴い、実用新案登録出願件数は、2005 年に前年比約 40%増の 11,386 件に達した。2006 年以降は減少傾向にあるものの、依然として年間 10,000 件近くの出願がなされており、権利侵害が問題になった場合に初めて権利の有効性について争えば良いと考えられる技術や、登録によって模倣を抑止できる技術については、簡便な本制度が出願人にとって一定の魅力を持つ制度となっているといえる。

【実用新案登録出願件数の推移】



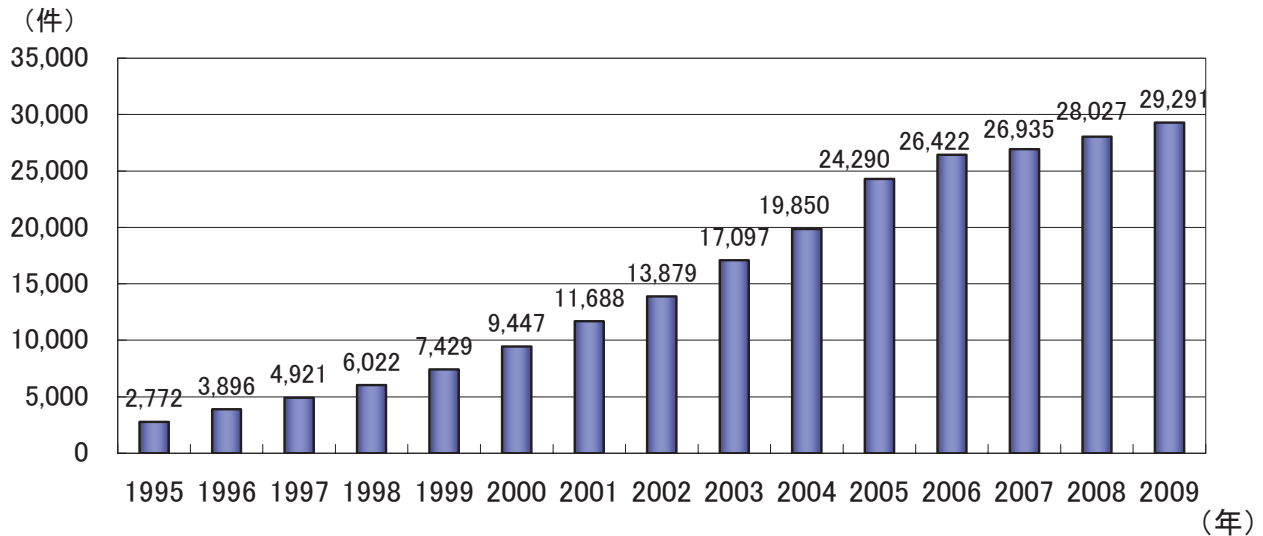
(資料) 特許庁作成

(2) 我が国の PCT 出願動向

日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願（PCT 出願）の件数は、企業活動のグローバル化等を背景として、この 15 年間、増加を続けており、特に、1995 年から 2006 年までは毎年非常に高い伸びを示している。近年になって出願件数の伸びは、緩やかになってきているものの、引き続き増加傾向であり、特に 2009 年は、景気後退が出願人の出願行動に影響を与える中、29,291 件（前年比 4.5%増）と増加している。これは、市場のグローバル化の進展を背景に、出願人が海外への出願を重視している姿勢の現れと考えられる。それに加えて、PCT 出願は、各国への国内移行手続¹を優先日から 30 か月以内に行えばよいとため、景気後退という状況下において、出願日を確保しつつ、実際に各国に国内移行して特許を受けるために必要となる翻訳費用や審査請求料等のコストを負担するかどうかといった検討を十分に行うために、PCT 出願が利用されている可能性も考えられる。

¹ 国際出願を各国の国内手続に係属させるための手続。

【PCT 出願件数の推移】



(資料) 特許庁作成

(3) 技術に関する調査分析

①技術動向調査

a. 技術動向調査の始まり

特許出願は、一般に、企業・大学・研究機関等における研究開発の成果を、事業等に役立てる意図で行われる手続である。したがって、特許出願は、研究開発のアウトプットという側面と、事業等へのインプットという側面の二つの側面を有する。通常、企業等における研究開発及び事業に関する公開情報は限られているが、特許情報は、誰にでも取得可能な公開情報である。特許情報は、研究開発・技術開発に関する最新の公開情報であり、また定量評価を行うことも可能である。この特許情報を分析することにより、各技術分野において研究開発を行っているプレイヤーが誰であるか、研究開発が行われているのはどの時期か、活発に研究開発がなされているのはどのようなテーマか等、研究開発や産業活動の状況を明らかにすることができる。

しかし、膨大な特許情報の分析を、企業や大学・研究機関が、それぞれ個別に行うことは、資金や人材の面からも困難である。そのため、特許庁において技術動向調査が行われる以前には、小規模な個別の研究テーマごとについて分析を行うか、大まかな分析を行う程度の利用しか行われていなかったのが実態であった。

そこで、特許庁は、この貴重な特許情報を産業政策の一環として分析し、その結果を審査審判の基礎資料に活用するとともに、我が国産業界の発展と今後の技術開発の方向性を検討する際の参考となる情報の一つとして、積極的に発信していくこととした。これが1999年度に始まる特許出願技術動向調査である。

特許庁には、あらゆる技術分野の様々な発明が出願される。これらの発明に対して、日々、分類付与・審査を行っている特許庁の審査官が特許情報分析に関与することにより、技術

に対する理解だけでなく、特許の技術分類に対する理解も踏まえた質の高い技術動向分析を行うことが可能となる。それによって、特許庁においては、審査審判の基礎資料、審査体制の整備、また政府においては、知的財産・産業・科学技術政策の企画立案や制度の評価の基礎資料として役立てることができるとともに、出願人においては、将来の経営方針及び研究開発テーマの決定を行う上で、極めて有益な情報を得ることができる。

b. これまでに実施された調査

技術動向調査は、全産業を網羅的に分析するマクロ解析（2007年度からの「特許出願動向調査－マクロ調査－」とは異なる）と、産業界ごとに行うセミマクロ解析の2つのカテゴリーに分けて実施されてきた。

マクロ解析は全産業を網羅的に解析するとともに、調査結果を、各個別産業界を対象としたセミマクロ解析へ反映させるものである。

2001年3月に閣議決定された科学技術基本計画で定められた重点8分野について、2001年度より調査がなされており、2003年度には、重点8分野全体について特許出願状況調査が行われている（ライフサイエンス、情報通信、ナノテクノロジー・材料、環境他4分野）。その後も2010年に至るまで重点8分野の特許出願状況調査は引き続き行われ、重点8分野の最新の出願状況については、特許庁ホームページに掲載し公表されている。

【これまでに実施されたマクロ解析テーマ名】

年度	テーマ名
1999	特許データベースを活用した技術 一産業連関分析一
	特許調査に有用なインターネットサイトに関する調査
2000	海外注目技術に関する調査研究
	全産業を中心とした技術動向に関する調査研究
	特許・実用新案書誌事項の情報整理
2001	海外注目技術に関する調査 一バイオテクノロジー・重点8分野特許出願状況一
	特許データの活用による我が国の産業技術力評価と今後の特許データの活用方策についての調査
	データマイニング手法を活用した重点分野のマクロ分析調査
	全産業を対象とした技術動向に関する調査 一企業経営形態変化に応じた知的財産権・知的財産情報の在り方一
	全産業を対象とした技術動向に関する調査 一プロパテント時代における特許支援産業の在り方一
2002	海外注目技術に関する調査 一世界のコア出願・重点8分野出願状況・バイオテクノロジー関連重要特許一
	特許データベースを活用した技術動向のマクロ分析調査 一ナノテクノロジー分野を対象としたクラスター分析、市場との技術連関分析一
	ライフサイエンス分野の特許出願状況調査

2003	情報通信分野の特許出願状況調査
	ナノテクノロジー・材料分野の特許出願状況調査
	環境他 4 分野の特許出願調査
	特許引用情報と特許データベースを活用した技術動向のマクロ分析調査
	～引用情報を用いた日米を中心とした国際競争力分析～

セミマクロ調査（2004 年度からは、「分野別調査」とも呼ばれる）は、個別産業界ごとに踏み込んだ解析を行うものであり、2009 年度までに、次の表の 140 テーマについて調査がなされた。

セミマクロ調査では、特許動向分析に加えて、学術文献等に基づく研究開発動向、各国における政策動向、市場動向についても調査を行っており、これらの調査結果に基づいて我が国の技術開発力の状況を明らかにするとともに、望ましい研究開発の方向性とそのために取り組むべき課題について提言を行っている。1999 年度の最初の調査より、調査に合わせて設置された学識経験者、産業界の有識者からなる委員会において、技術の動向、調査結果の分析、提言等に助言を頂くことで、特許情報の分析を多面的なものとしている。また、調査結果は、特許庁ホームページにおいて公開されている。これらは、2010 年度の分野別技術動向調査にも引き継がれている調査の枠組みである。

2003 年度より、調査報告書は、特許庁職員閲覧室（2008 年 7 月 1 日より特許庁図書館）と国会図書館、各経済産業局特許室及び沖縄総合事務局特許室に加えて、各都道府県の知的所有権センターにも送付されている。

2004 年度から、セミマクロ調査（分野別調査）の調査方法は、仮説を検証する形式となっている。また、この年度より、大分野別出願動向調査が実施されている。この調査は、各特許審査部に対応する、一般分野、機械分野、化学分野、電気・電子分野それぞれについて、出願動向調査を行うものであり、新聞、雑誌、論文等の公表資料から、注目技術に関する記事を抽出するとともに、これに関連する特許情報調査を通じて、今後の特許出願動向に大きな影響を与えることが予測される重要技術を選定し、特許出願動向を分析するものである。

2006 年度より、新規テーマだけでなく、過去に調査が行われたテーマについても更新調査が行われるようになった。

また、知的財産推進計画2006に「2006年度中に、科学技術基本計画で定めた重点推進4分野及び推進4分野を中心にテーマを定め作成される特許出願技術動向調査において、関連する技術分野の大学研究者等のニーズを把握して調査を行い、その成果物を広く周知し利用促進を図る。」と記載される等、2005年から2009年に策定された知的財産推進計画において、特許出願技術動向調査に関する言及がなされてきている。

【これまでに実施されたセミマクロ解析（分野別調査）テーマ名】

ライフサイエンス関連	
1999 年度	・特許から見た遺伝子組換え作物について ～遺伝子組換えイネを巡る状況～ ・バイオテクノロジーの環境技術への応用(1)
2000 年度	・医療機器 ・バイオテクノロジー基幹技術 ・バイオテクノロジーの医療分野への応用 ・バイオテクノロジーの環境技術への応用(2)
2001 年度	・ポスト・ゲノム関連技術－蛋白質レベルでの解析とIT活用－
2002 年度	・ライフサイエンス ・医用画像診断装置
2003 年度	・先端癌治療機器 ・再生医療 ・ポスト・ゲノム関連技術－産業への応用－
2004 年度	・遺伝子関連装置技術 ・バイオインフォマティクス
2005 年度	・内視鏡 ・人工器官 ・RNAi(RNA 干渉)
2006 年度	・ポスト・ゲノム関連技術－蛋白質レベルでの解析とIT活用－(2001 年度更新)
2007 年度	・バイオセンサー・酵素・微生物を利用した電気化学計測－ ・幹細胞関連技術
2008 年度	・再生医療(2003 年度更新) ・マイクロアレイ関連技術
情報通信関連	
1999 年度	・個人認証を中心とした情報セキュリティ
2000 年度	・情報機器・家電ネットワーク制御 ・デジタルテレビジョン技術 ・次世代フラットパネルディスプレイ ・光伝送システム ・高性能光ファイバ ・チップ・サイズ・パッケージ ・コンテンツ記録用メモ리카ード ・サプライチェーン・マネジメント ・特許から見た電子ゲーム産業の将来像
2001 年度	・デジタルコンテンツ配信・流通に関する技術 ・インターネットプロトコル・インフラ技術 ・IT 時代の実装技術－システム・イン・パッケージ技術－ ・プログラマブル・ロジック・デバイス技術 ・電子ロックシステム ・高記録密度ハードディスク装置
2002 年度	・音声認識技術 ・ブロードバンドを支える変復調技術 ・暗号技術 ・SOI(Silicon On Insulator) 技術 ・半導体設計支援(EDA) 技術 ・フォトマスク
2003 年度	・PDP 表示制御 ・ネットワーク関連 POS ・光集積回路 ・半導体試験・測定システム ・LSI の多層配線技術 ・電子計算機のユーザインターフェイス ・移動体通信方式 ・携帯電話端末とその応用
2004 年度	・プラズマディスプレイパネルの構造と製造方法 ・半導体製造装置プロセス管理技術 ・カラーマッチング・マネージメント技術 ・IC タグ

2005 年度	・光ピックアップ技術 ・デジタル著作権管理(DRM) ・電子商取引	・有機 EL 素子 ・液晶表示装置の画質向上技術
2006 年度	・高記録密度ハードディスク装置(2001 年度更新) ・電子写真装置の全体制御技術	・最新スピーカ技術ー小型スピーカを中心にー ・リコンフィギャラブル論理回路
2007 年度	・カラオケ関連技術 ・電子ゲーム	・バイオメトリック照合の入力・認識 ・光伝送システム(2000 年度更新)
2008 年度	・インターネット社会における検索技術 ・ネットワーク関連 POS(2003 年度更新) ・情報機器・家電ネットワーク制御技術(2000 年度更新)	・デジタルカメラ装置 ・多層プリント配線基板 ・フォトマスク(2002 年度更新)
2009 年度	・縁なし印刷技術 ・有機 EL 表示装置の駆動技術 ・暗号技術(2002 年度更新)	・立体テレビジョン ・サプライチェーン・マネジメント(2000 年度更新) ・無線 LAN 伝送技術
環境関連		
1999 年度	・特許から見た容器包装分野の環境技術の現状と今後の課題	
2000 年度	・自動車と環境	・環境計測・分析技術
2001 年度	・固体廃棄物及び汚染土壌の処理技術	
2002 年度	・自然冷媒を用いた加熱冷却	
2007 年度	・ディーゼルエンジンの有害排出物質の低減技術 ・ヒートアイランド対策技術ー緑化技術と機能性舗装ー	・自然冷媒を用いた加熱冷却 ・固体廃棄物及び汚染土壌の処理技術
2009 年度	・LED 照明	
ナノテクノロジー・材料関連		
2000 年度	・薄膜形成技術	・ナノ構造材料技術
2001 年度	・ナノテクノロジーの応用ーカーボンナノチューブ、光半導体、走査型プローブ顕微鏡ー ・半導体露光技術	
2002 年度	・ナノテクノロジーーボトムアップ型技術を中心にー	
2003 年度	・光触媒	
2004 年度	・インクジェット用インク	
2006 年度	・ナノテクノロジーの応用ーカーボンナノチューブ、光半導体、走査型プローブ顕微鏡ー(2001 年度更新) ・ナノインプリント技術及び樹脂加工におけるサブマイクロ成形加工技術	
2008 年度	・バイオベースポリマー関連技術	
2009 年度	・導電性ポリマー関連技術	・光触媒(2003 年度更新)
エネルギー関連		
2000 年度	・燃料電池	
2002 年度	・環境低負荷エネルギー技術	
2005 年度	・色素増感型太陽電池	
2006 年度	・燃料電池(2000 年度更新)	

2007 年度	・メタンハイドレート	
2008 年度	・太陽電池	・電気推進車両技術
2009 年度	・リチウムイオン電池	
ものづくり技術(製造技術)関連		
2000 年度	・鋼鉄の製造	
2001 年度	・ロボット	
2002 年度	・次世代工作機械(高精度・高効率・環境対応・超精密機械加工技術)	
2004 年度	・放電灯点灯回路 ・非鉄金属材料の溶接	・回転機構の振動防止 ・自動車軽量化技術
2005 年度	・マグネシウム合金構造用材料の製造技術 ・電動機の制御技術	・多機能空気調和機 ・画像記録装置における記録媒体取扱技術
2006 年度	・ロボット(2001 年度更新) ・ズームレンズ系技術	・半導体洗浄技術
2007 年度	・半導体の機械加工技術	
2008 年度	・車両用施錠技術	
2009 年度	・加速度センサ	
社会基盤関連		
2000 年度	・省資源・長寿命化住宅	
2001 年度	・都市基盤回復技術 ・自動車の操縦安定性向上技術	・自動車の乗員・歩行者保護技術
2002 年度	・建設 IT 技術	・先進安全自動車(運転負荷軽減技術)
2003 年度	・電子地図(GIS)利用技術	・ナビゲーションシステム
2004 年度	・自然災害対策関連技術	
2006 年度	・警報システム	
2009 年度	・多用途免振・制振・除振システム	
フロンティア関連		
2001 年度	・航空機(民需用)	

さらに、2007 年度からは、「特許出願動向調査ーマクロ調査ー」が実施されている（上記の 1999 年度から 2003 年度にかけて行われたマクロ解析とは異なる）。本調査は、日米欧中韓への特許出願の出願人国籍別・技術分野別の解析、三極コア出願、約 40 か国（地域）それぞれにおける上位出願人に関する調査等を行うものであり、世界各国の特許出願状況を把握することを目的とする調査である。

c. 政府における技術動向調査の利用

総合科学技術会議や産業構造審議会の資料、経済産業省作成の技術戦略マップなどにおいて、特定技術分野の全体を俯瞰するための図や、各国の技術競争力・産業競争力を測る

ための指標として、技術動向調査の結果が引用されている。

d. 調査結果の周知

技術動向調査の結果が、産業界、学界に有効に活用されるためには、関係者への周知が重要である。これまで、調査報告書のプレス発表を行ってきたことで、様々な新聞、テレビに取り上げられたほか、学会・セミナー等での講演、雑誌等への寄稿を行い、周知に努めている。また、調査報告書は、特許庁図書館、国会図書館、各経済産業局特許室及び沖縄総合事務局特許室、各都道府県の知的所有権センターで閲覧が可能であり、要約版を、特許庁ホームページで見ることができる。

e. 特許情報活用の可能性

特許制度は、発明者に独占権を付与して新技術を保護する代わりに、発明の公開を義務づけることにより、産業の発達を促し、公共の利益を図るものである。技術動向調査は、この特許の公開制度を活用し、有用な情報を得ようとするものであり、権利の付与によるものとは別の、特許制度がなしうるもう一つの社会貢献であるといえる。特許統計は、我が国のみならず、諸外国や OECD 等の国際機関において、研究開発、技術開発の程度を計測する一つの指標として用いられている。特許出願技術動向調査に期待されているのは、特許情報から、審査審判実務及び産業の発展に有用な情報を取り出すことである。2000 年代には、私人の技術的な営みである発明だけでなく、社会的な営みであるイノベーション活動の重要性が広く認識されるようになった。研究開発から技術の産業化に至るまでのイノベーション創出過程等を定量的に把握するための新たな指標を得るために、例えば、特許情報を出願人側の情報（例えば、企業の財務諸表データ）と接合すること等が、特許情報の新たな活用方法として考えられてきている。

②標準技術集

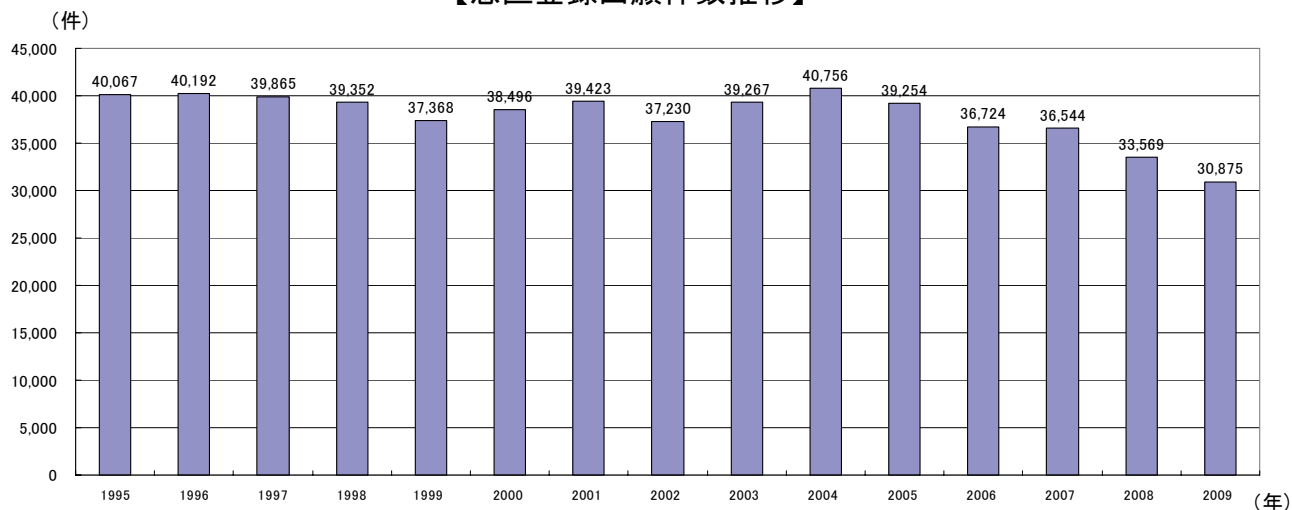
上記の技術動向調査が、特許出願を調査・分析するものであるのに対して、1998 年度から 2006 年度にかけて実施された標準技術集は、論文、マニュアル、カタログ、WEB サイト等の非特許文献に記載された技術を収集するものである。これは、収集した技術を体系的に整理することにより、効率的な審査に資するとともに、出願人の事前調査に利用されることを目的として作成されたものであり、収集結果は、特許庁ホームページに掲載されている。

2. 意匠

(1) 意匠の出願動向

出願件数は、1995年から2005年の間は4万件前後で推移してきたが、2006年以降は減少傾向が見られる。これは、中国等海外への出願を重視する考え方があること、出願を厳選していること等が要因として考えられる。

【意匠登録出願件数推移】

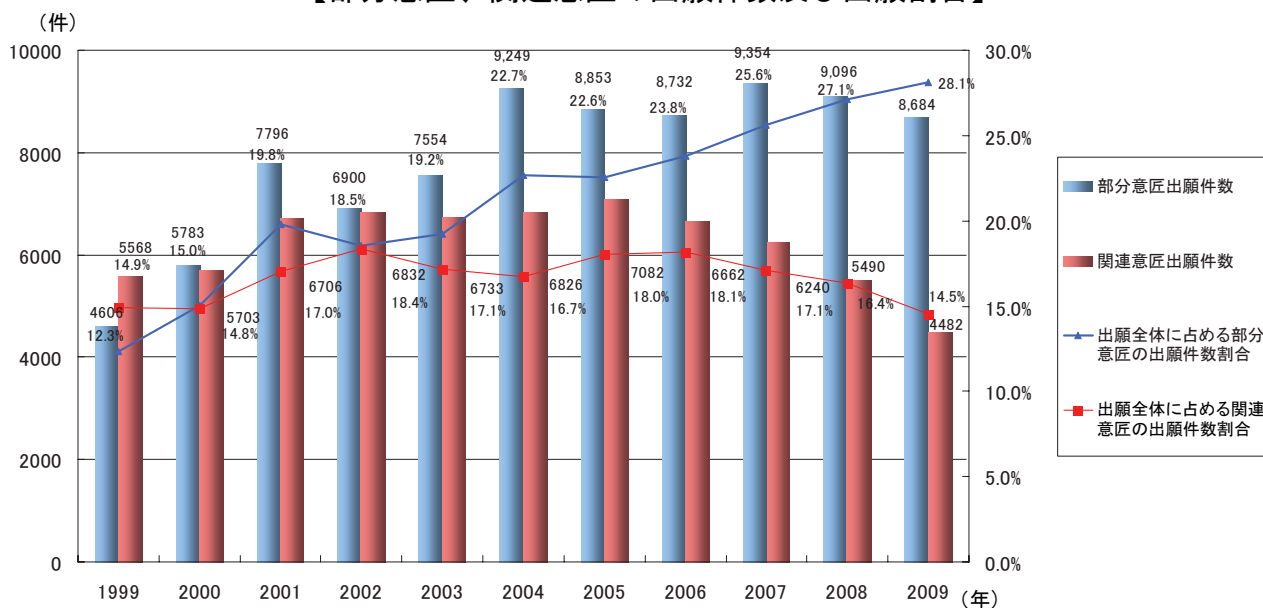


(資料) 特許庁作成

(2) 部分意匠、関連意匠の出願動向

1999年に部分意匠制度が導入されて以来、部分意匠として意匠登録出願する割合は年々増加しており、2009年には出願件数全体の30%近くに達している。また同時に導入された関連意匠制度の利用の割合は、2000年以降、出願件数全体の20%弱で推移してきたが、2007年以降は若干減少の傾向が見られる。

【部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願割合】



(資料) 特許庁作成

(3) 意匠出願動向調査

意匠出願動向調査は、意匠の審査及び審判業務における基礎資料として利用するため、2002 年度に調査を開始した。調査では、前年度に比べ、意匠登録出願件数が特に増減した分野や、市場で特に斬新なデザインが発表される等して、デザイン開発に新たな動きがあると思われる分野を対象として、その分野の製品デザインの変遷や社会状況の変化、特許出願公開件数の変化等と意匠登録出願件数との関係を調査分析している（分野別調査）。これは、調査を開始した 2002 年度から、これまで毎年度 1 テーマから 3 テーマ程度調査を行っている。

2006 年度からは、分野別調査のほかに、新たに意匠出願動向調査－マクロ調査－（マクロ調査）を行っている。マクロ調査は、特定の分野の出願動向を調査する分野別調査に対し、日米欧中韓¹の 5 か国・地域での年間の登録状況を、出願人国籍別、登録先国別に、それぞれの国・地域の法制度や経済状況の特徴と絡めてマクロ的視点から調査分析している。ただし、マクロ調査を開始した 2006 年度は、日米欧の 3 か国・地域を調査の対象としている。

これまでに調査を行ったテーマは以下のとおりであり、これまでに分野別調査を 14 テーマ、マクロ調査を 4 回取り上げている。

【これまでに実施された調査テーマ名】

年度	テーマ名
2002	車両(自動車)に関する意匠出願動向調査分析
	デザイン開発の側面から分析した技術動向の総合調査分析
2003	運動競技用品及び情報通信機械器具分野の意匠出願動向調査
2004	テレビ受像器に関する意匠出願動向調査
	デザイン開発の側面から分析した技術動向の総合調査分析
2005	新製品の広報活動から分析した意匠の総合調査分析
	意匠出願と意匠審判請求の関係を分析した意匠の総合調査分析
	包装用紙・包装用容器及び建築用構成品・建築用構造材分野の意匠動向調査
2006	意匠出願動向調査 音響機器分野
	意匠出願動向調査 マクロ調査
	意匠出願動向調査 デザインの開発・管理・保護・出願戦略に関する調査
2007	意匠出願動向調査 化粧・理容用具
	意匠出願動向調査 マクロ調査
2008	意匠出願動向調査 厨房・浴室・便所用設備具
	意匠出願動向調査 マクロ調査
2009	意匠出願動向調査 医療機械器具－診療施設用・手術用・処置用機械器具－
	意匠動向調査 マクロ調査
	意匠出願動向調査 製品アピールやサービスのプロモーションのための出願戦略に関する調査

¹ 調査対象国及び地域の組織は、米国は米国特許商標庁（USPTO）、欧州は欧州共同体商標意匠庁（OHIM）、中国は中国国家知識産権局（SIPO）、韓国は韓国特許庁（KIPO）である。

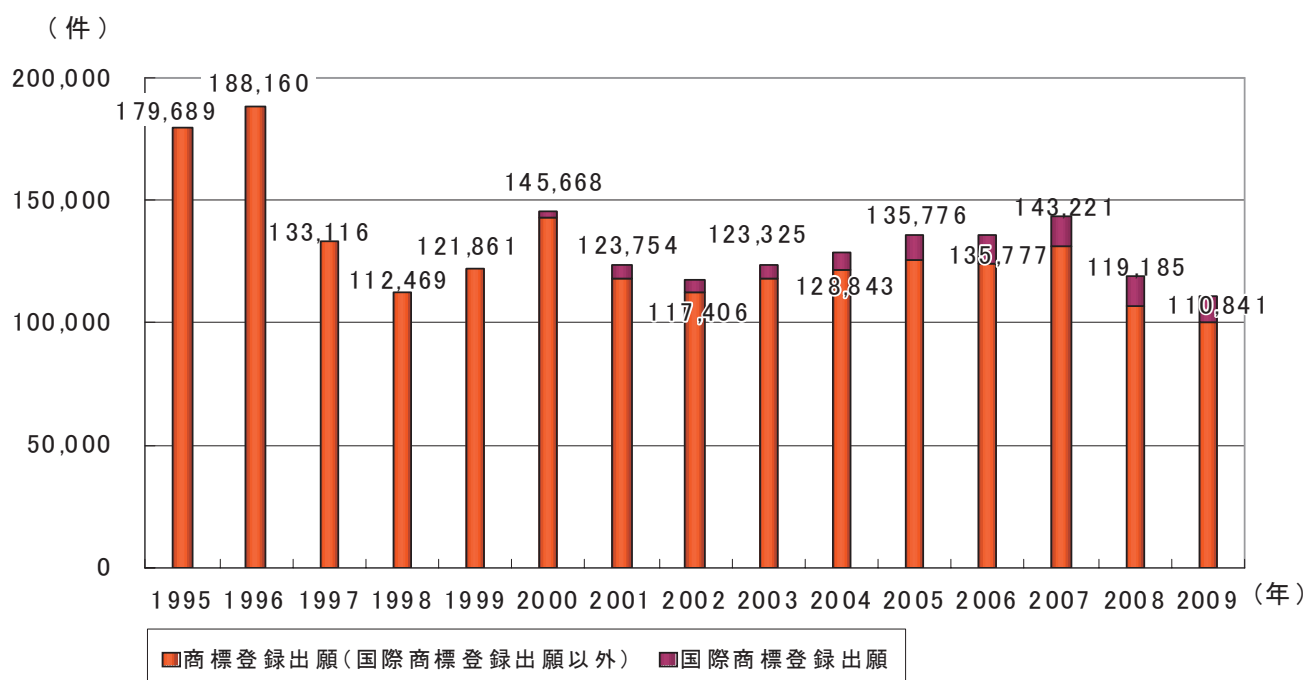
分野別調査では、技術とデザインの関係を、特許出願数と意匠登録出願数との経年変化から分析したり、該当分野のデザインの変遷を社会状況の変化等の視点から分析したりして表にまとめる等している。

3. 商標

(1) 商標登録出願の動向

1995 年の商標登録出願件数は 179,689 件であった。1996 年の 188,160 件をピークに、年間約 12 万件出願されている。また、2000 年には国際商標登録出願¹が開始し、当初 2,575 件であったが、2009 年には 10,641 件となり約 4 倍に増加した。

【商標登録出願件数の推移】



（資料）特許庁作成

(2) 商標出願動向調査

商標出願動向調査は、商標の審査・審判の実務に必要な情報を収集するとともに、日本企業の戦略的な商標出願のために役立つ情報を提供することを目的として 2002 年度に調査を開始した。本調査は、毎年 2 テーマから 3 テーマ程度を取り上げ、これまでに 21 テーマ（マクロ調査 4 回を含む。）の調査を行っており、我が国の商標制度の在り方を検討する際の参考資料としても活用されている。

これまでに実施した調査のうち、特に商標の審査・審判の実務に関連する調査としては、

¹ マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国特許庁を指定したもの。商標法第 68 条の 9 参照。

商標法施行規則第6条別表「商品及び役務の区分」に例示されていないが、その例示の商品・役務名と同義語と位置づけられるものの使用状況を調査した「例示商品名に対する同義語情報調査（2003、2004年度）」、国や地方公共団体が使用する著名な標章について第三者の登録を認めないとする保護規定（商標法第4条第1項第6号）に基づいた審査に寄与する「公的機関等の図形標章調査（2004、2005年度）」などが挙げられる。

また、企業の戦略的な商標出願の観点について調査を行ったものとしては、我が国の企業が取り組んできたコーポレート・アイデンティティ（CI）活動の実体とCI等における商標出願・商標活用の戦略を調査した「企業等のブランド戦略におけるCI等と商標出願の関連についての動向調査（2006年度）」、「知的財産推進計画2007」において提唱された「ブランド等の『知的資産』の活用を重視した経営（知的資産経営）」に対応し、企業の商標出願戦略、ブランド戦略の策定を支援するために有益な情報を整理した「企業における個別商品・役務等に係る商標出願戦略等状況調査（2007年度）」、「知的財産推進計画2009」の中で言及された不使用商標の問題に対応する「企業における商標出願・管理戦略と不使用商標の状況調査（2009年度）」などが挙げられる。

さらに、諸外国で保護が始まった音、ホログラムなどからなる新しいタイプの商標の各国・機関における出願・登録事例・動向等について調査した「我が国で保護されない態様の標章の海外における商標出願・登録状況に関する調査（2007年度）」、地域団体商標に着目して調査した「地域団体商標に係る出願戦略等状況調査（2008年度）」、小売等役務商標制度が商標出願動向に与える影響について、企業等の商標の出願状況、活用状況等の実態を踏まえ調査・分析を行った「小売等役務商標等の出願動向に与える影響に関する調査」などがある。

また、我が国の企業が国際経済社会の中で競争力を維持し発展を続けていくためには、世界に先じた知的財産戦略を構築し、我が国の企業が国際市場において活動を行いやすい環境を整備することが重要であり、企業においては、経済のグローバル化が進展する中、日本国内だけでなく、世界規模での商標出願動向をも視野に入れ、商標出願戦略、ブランド戦略を策定していく必要がある。

このような実情を踏まえ、2006年度以降、商標に関する主要国・機関である日本、米国、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）、欧州諸国、中国、韓国及び代表的なアジア諸国等の商標出願動向を調査し、その特徴の分析を行う「マクロ調査」を実施している。各地域における経済・産業状況等を調査し、商標出願動向との関連を分析するとともに、グローバルに事業展開を行っている企業の国際的な商標出願状況を調査・分析し、これらの状況を把握することは、特許庁における施策の企画立案のための基礎資料となり、企業活動等においても、海外への商標出願戦略の策定を支援するための有益な情報となり得るものである。

【これまでに実施された調査テーマ名】

年度	テーマ名
2002	企業の分野別出願動向及び商標権の活用状況に関する調査
	日米欧州三極間における出願動向及び出願構造に関する調査
2003	類似群コードの観点からの商標出願動向（機械分野）
	修理分野と商品の対応情報調査
	例示商品名に対する同義語情報調査（機械分野）
2004	類似群コードの観点からの商標出願動向（雑貨分野・食品分野）
	例示商品名に対する同義語情報調査（雑貨分野・食品分野）
	公的機関等の図形標章調査（国、都道府県、市、大学等）
2005	企業の分野別出願動向及び商標権の活用状況に関する調査
	公的機関等の図形標章調査（町、村）
2006	企業等のブランド戦略におけるCI等と商標出願の関連についての動向調査
	商標出願における指定商品・指定役務に関する記載についての動向調査
	マクロ調査
2007	企業における個別商品・役務等に係る商標出願戦略等状況調査
	我が国で保護されない態様の標章の海外における商標出願・登録状況に関する調査
	マクロ調査
2008	地域団体商標に係る出願戦略等状況調査
	小売等役務商標等の出願動向に与える影響に関する調査
	マクロ調査
2009	企業における商標出願・管理戦略と不使用商標の状況調査
	マクロ調査

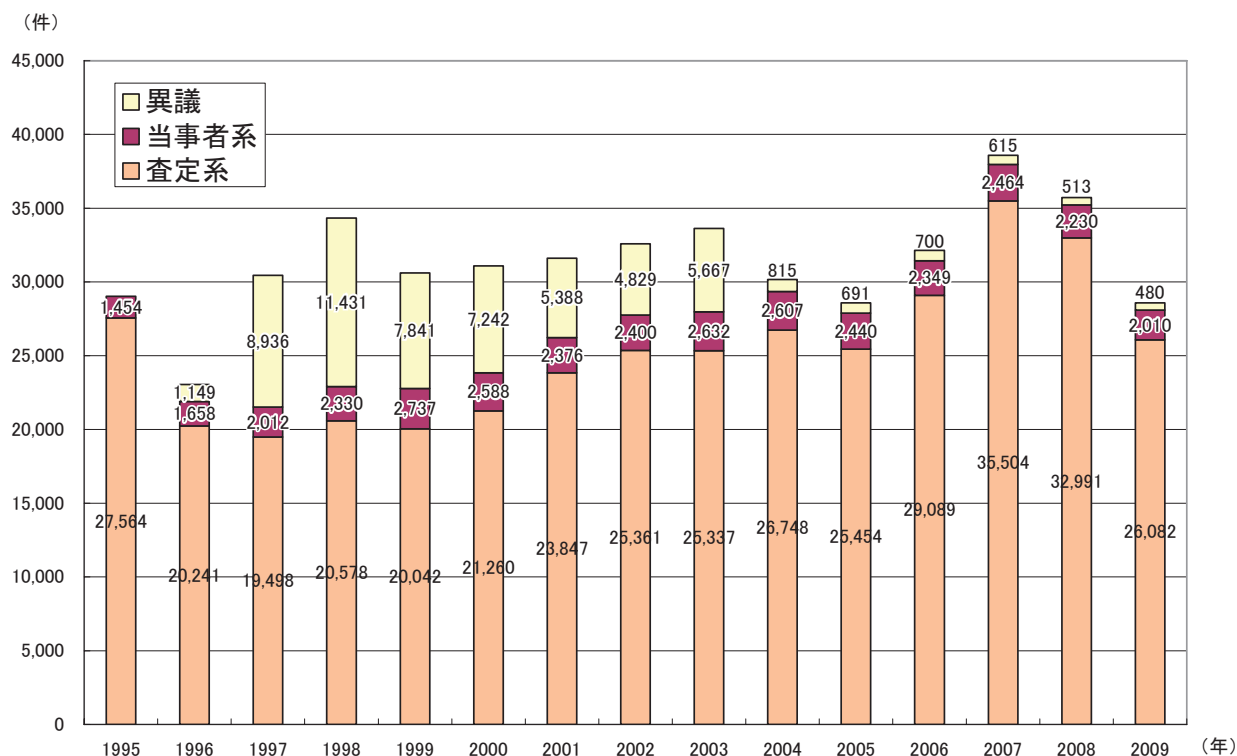
4. 審判

(1) 審判の請求動向

①全体の動向

審判全体の請求動向を見ると、四法合計して 30,000 件前後で推移している。内訳を見ると、査定系審判事件の請求は、1996 年以降増加傾向にあったが、2007 年をピークに減少に転じており、2009 年は 4 月からの拒絶査定不服審判請求期間の拡大（平成 20 年法改正）の影響もあり、26,082 件となっている。当事者系は、年により増減はあるものの 1998 年以降は平均して 2,500 件程度で推移している。異議申立ては、2003 年の特許及び旧登録実用新案に対する異議申立制度の廃止に伴い、大幅に減少しており、2009 年は 480 件となっている。

【審判等請求件数】



（備考）「査定系」には、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判請求が含まれる。

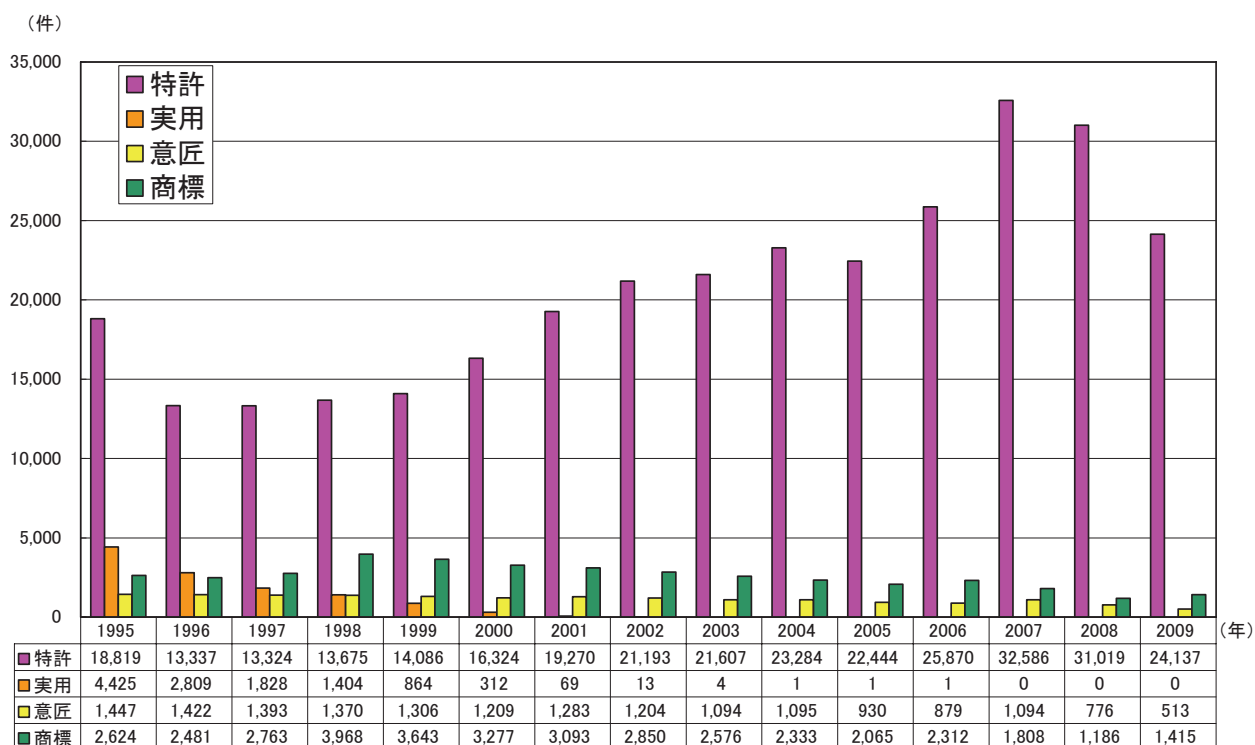
「当事者系」には、無効審判、訂正審判、商標登録取消審判、及び判定が含まれる。

（資料）特許庁作成

②拒絶査定不服審判の請求動向

特許に係る拒絶査定不服審判請求は、増加傾向にあったが、2007 年をピークに減少に転じており、2009 年は 4 月からの拒絶査定不服審判請求期間の拡大（平成 20 年法改正）の影響もあり、24,137 件となっている。一方、意匠及び商標に係る拒絶査定不服審判請求は、減少傾向にあり、2009 年はそれぞれ意匠が 513 件、商標が 1,415 件となっている。

【拒絶査定不服審判請求件数】



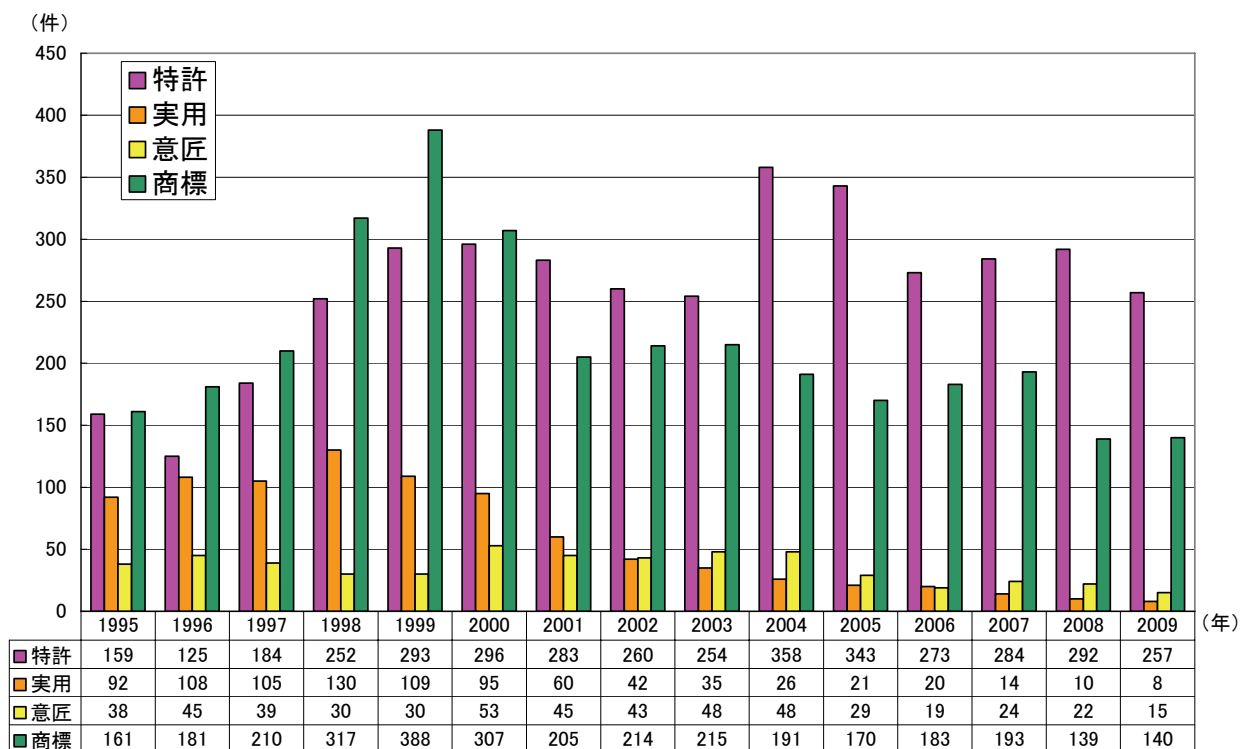
(備考) 実用新案は、1993 年 12 月 31 日以前の出願に係る拒絶査定不服審判。

(資料) 特許庁作成

③無効審判の請求動向

特許に対する無効審判請求は、特許異議申立制度と無効審判制度が統合・一本化された2004年に大幅に増加したが、それまでの異議申立件数と無効審判の請求件数の合計と比較すると大幅に減少しており、2009年は257件となっている。実用新案登録、意匠登録及び商標登録に対する無効審判請求は、減少傾向にあり、2009年は実用新案が8件、意匠が15件、商標が140件となっている。

【無効審判請求件数】

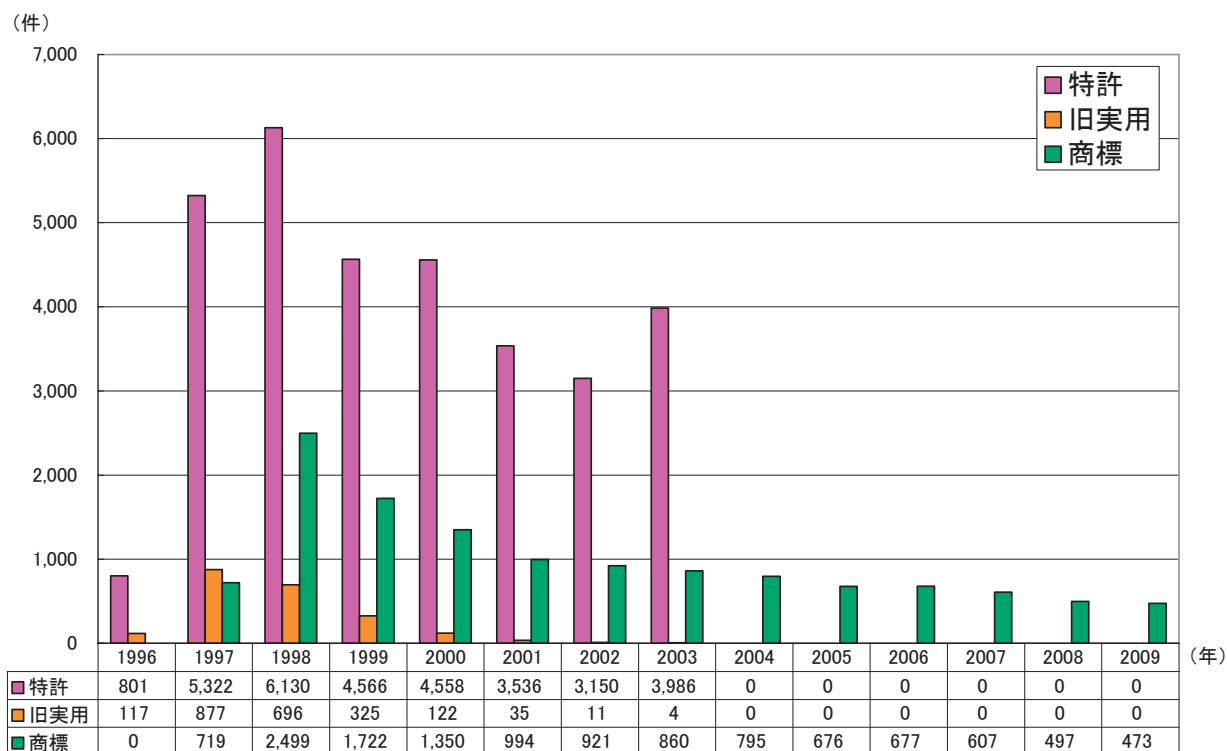


(資料) 特許庁作成

④異議の申立動向

特許及び旧実用新案に対する異議申立ては、1996 年 1 月に制度が開始し、平均して 4,000 件程度の申立てがあったが、2003 年 12 月をもって廃止され、無効審判制度に統合・一本化された。一方、商標に対する異議申立ては、1997 年 4 月に制度が開始されたものの、1998 年以降は減少傾向にあり、2009 年は 473 件となっている。

【異議申立請求件数】



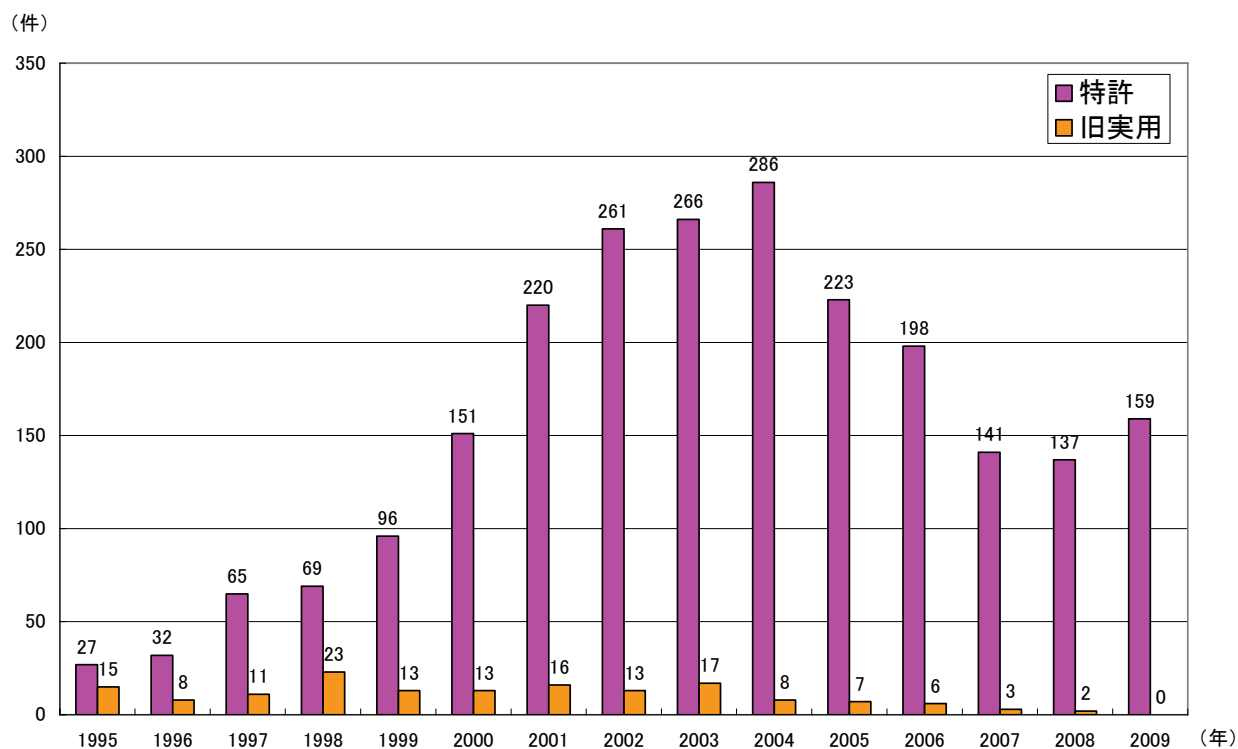
(備考) 実用新案は、1993 年 12 月 31 日以前の出願に係る異議申立て。

(資料) 特許庁作成

⑤訂正審判の請求動向

特許に係る訂正審判請求は、2004 年までは増加傾向で推移していたが、2003 年 12 月をもって特許異議申立制度が廃止され、異議決定取消訴訟提起後の訂正審判請求が減少したことに伴い、請求件数は大幅に減少しており、2009 年は 159 件となっている。旧実用新案に係る審判請求は、減少傾向にある。

【訂正審判請求件数】



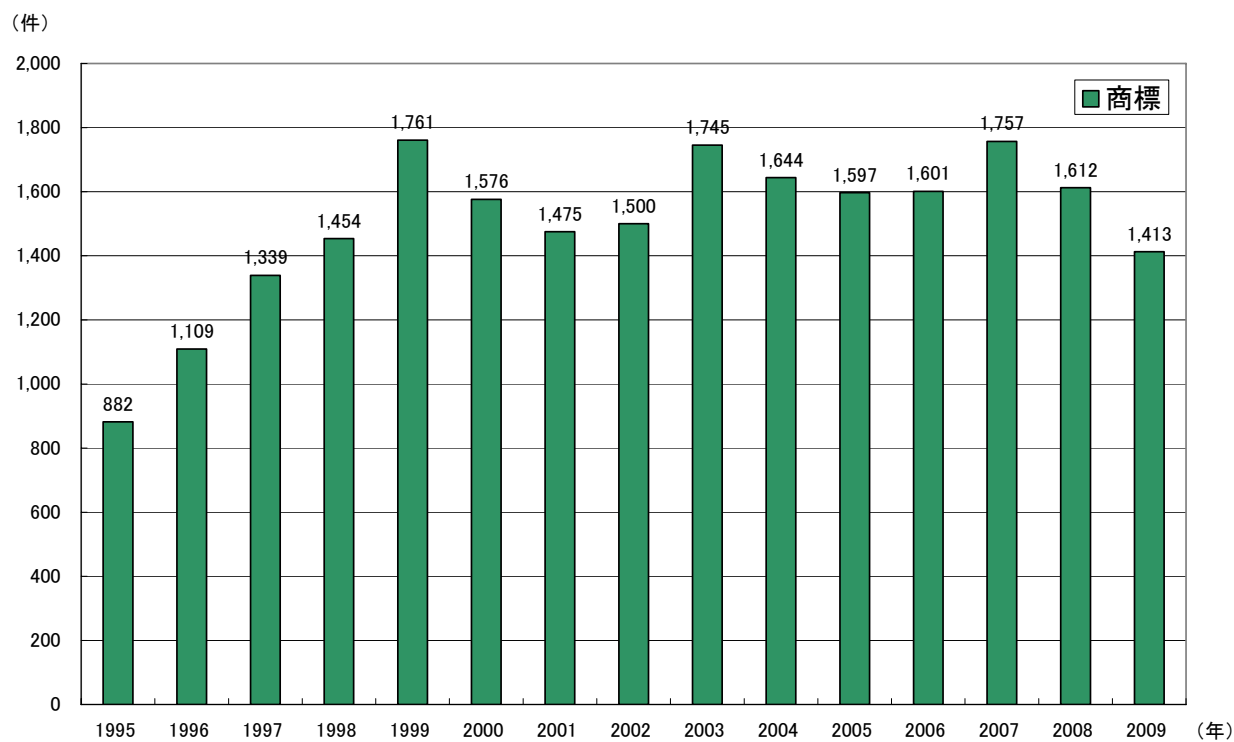
(備考) 実用新案は、1993 年 12 月 31 日以前の出願に係る訂正審判。

(資料) 特許庁作成

⑥商標登録取消審判の請求動向

商標登録に対する取消審判の請求は、年により増減があり、2009 年は 1,413 件となっている。

【取消審判請求件数】

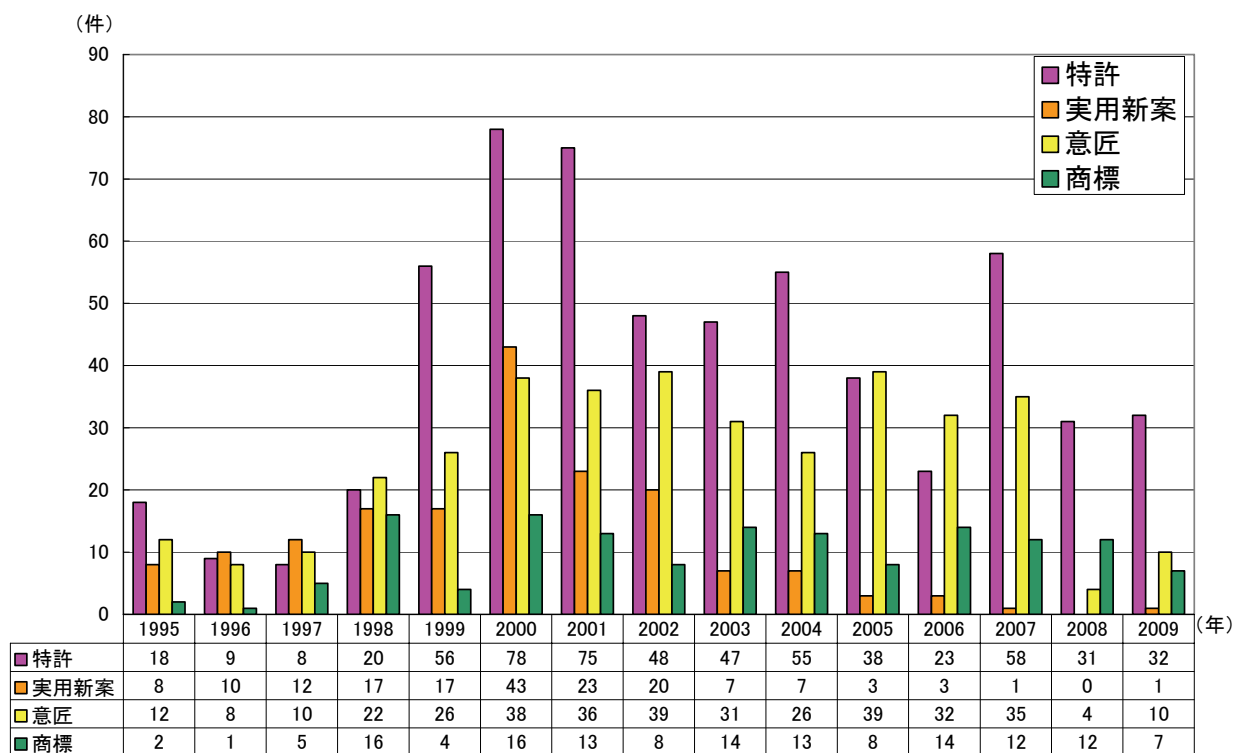


(資料) 特許庁作成

⑦判定の請求動向

特許発明及び登録実用新案に対する判定請求は、2000 年をピークに減少傾向にあり、2009 年はそれぞれ特許 32 件、実用新案 1 件となっている。一方、登録意匠及び登録商標に対する判定請求は、年により増減があり、2009 年は意匠が 10 件、商標が 7 件となっている。

【判定請求件数】



(資料) 特許庁作成

5. 知的財産活動の実態

(1) 企業等の知的財産活動状況

①我が国企業等の知的財産活動状況調査、実施の背景

企業等（公的機関、大学等の研究機関及び個人を含む）の知的財産活動の実態を把握することは知的財産政策を企画立案し、展開していく上で重要であるとの共通認識のもと、企画立案の基礎情報の取得を目的とする知的財産関連調査統計の整備¹が知的財産戦略大綱（2002年7月知的財産戦略会議）において求められ、企業等を対象とする統計調査を実施するに至ったものである。

②知的財産活動調査の実施

知的財産活動調査は企業等の知的財産活動の実態を的確に表す我が国唯一の公的統計調査として統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき総務省の承認を得て、2002年度から調査を開始した。

調査開始に先立ち、a. 調査対象者の選定及び抽出方法、b. 調査内容、c. 調査票等について外部有識者及び当庁職員をメンバーとする「特許と経済に関する調査研究委員会 知的財産活動統計調査検討小委員会」において検討を行い、調査設計を行ったものである。なお、検討の際には1997年度に当時の総務庁の承認を得て行った「知的財産権管理実態調査」の調査対象者の選定及び調査内容等も参考とした。

調査項目は a. 知的財産部門の活動状況（知的財産担当者数、知的財産活動費）、b. 産業財産権制度の利用状況（出願・審査請求件数等）、c. 産業財産権の実施状況（権利所有件数、利用・未利用件数、自社実施・他社への実施（使用）許諾件数、ライセンス収支、権利譲渡・譲受額）、d. 知的財産権侵害に関する訴訟の4項目とし、調査精度向上と回答者負担軽減の観点から随時、調査票の改善（有無回答欄の充実、設問の集約化及びスキップロジックの導入等）を行っている。

また、調査対象者の選定及び抽出方法についても検討を行い、改善を図っている。特に2004年度調査から、調査対象者の負担軽減の観点も採り入れ、対象者を a. 調査実施年の前々年に特許、実用新案、意匠、商標のいずれかについて5件以上の出願実績があった者と、b. 調査実施年の前々年に特許、実用新案、意匠、商標のいずれかについて4件以下の出願実績があった者から抽出した者にわけ、前者については毎年調査対象者とし、後者については3年に一度行う大規模調査の対象者とする事とした。

③調査結果

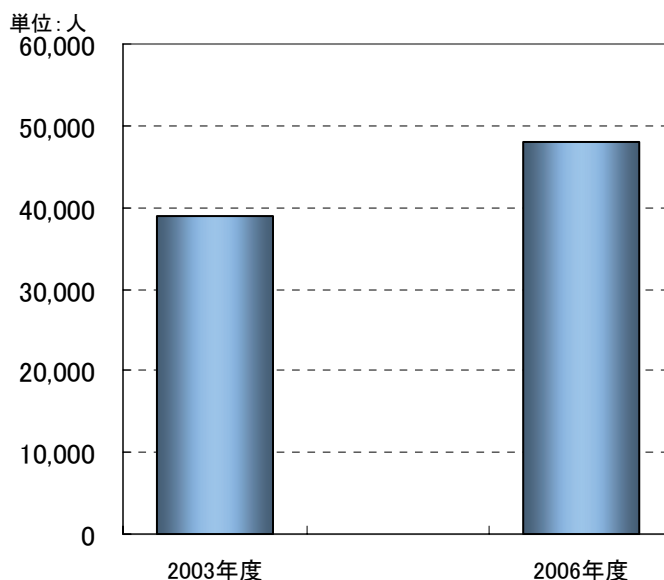
本調査結果のうち、代表的なものを紹介していく。なお、紹介する調査結果は調査票の回答結果を基に我が国全体について推計を行った数値であることに留意する必要がある。

¹ 第3章具体的行動計画 4. 知的財産関連人材の養成と国民意識の向上 (2) 国民の知的財産意識の向上
③ 知的財産関連調査統計の整備 ユーザーの多様な知的財産活動に迅速かつ的確に対応した政策を展開できるよう、知的財産政策の企画立案の基礎となる知的財産関連調査統計を2002年度中に整備する。

a. 我が国企業等における知的財産担当者数¹の推移

各年度の調査結果に基づき、我が国企業等の知的財産担当者数について推計を行った結果は以下のとおりである。2003年度から2006年度にかけて増加傾向にあることが分かる。

【我が国全体の知的財産担当者数の推移（全体推計値）】



	2003 年度	2006 年度
知的財産担当者数(人)	39,024	47,945

（資料）平成 19 年度知的財産活動調査報告書から抜粋

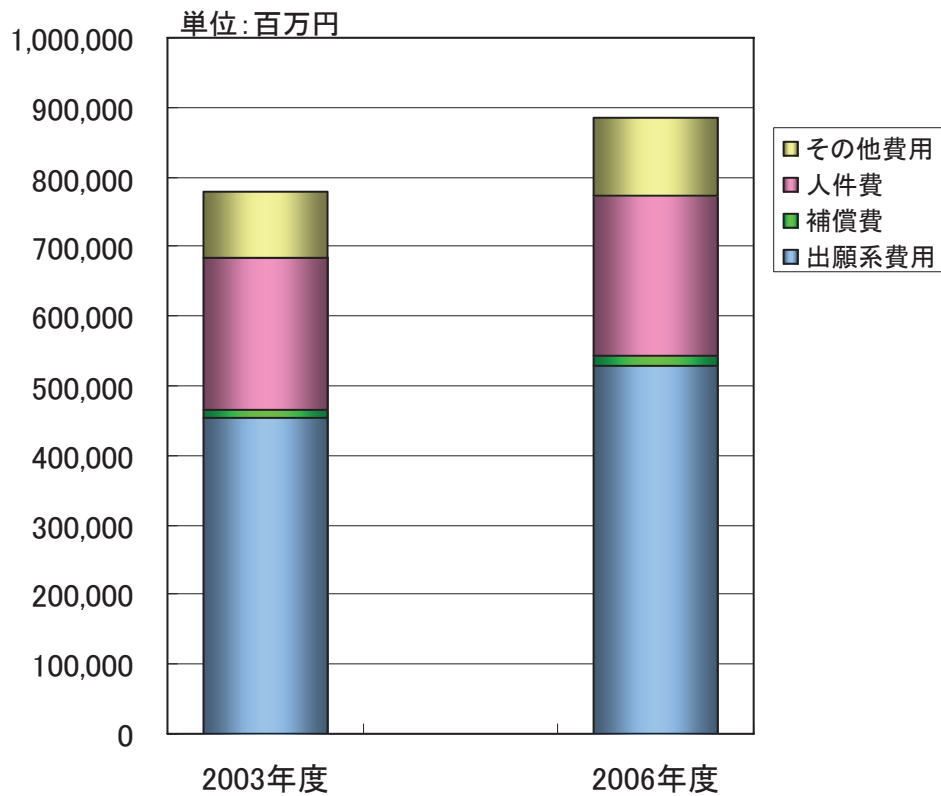
b. 我が国企業等における知的財産活動費²の推移

各年度の我が国企業等の知的財産活動費（全体推計値）は以下のとおりである。知的財産担当者数と同様に 2003 年度から 2006 年度にかけて増加傾向にあることが分かる。

¹ 企業等において、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に係る業務に従事する者のみならず、知的財産権の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知的財産に関する企画、調査、教育、会計、庶務など、知的財産活動を支えるために必要な業務に従事している者も含む。なお、本調査は、出願の実績があった者を対象に調査を実施しているため、調査対象となっていない弁理士、弁護士等の法曹界の人材、特許庁の審査官、登録調査機関等における先行技術文献調査人材、知財法学者等の人材は含まない。

² 係争の和解金、損害賠償費、ロイヤリティ、産業財産権の購入に要した費用は含まない。

【我が国全体の知的財産活動費の推移（全体推計値）】



	2003 年度	2006 年度
知的財産活動費（百万円）	779,715	884,712

（備考）出願系費用：産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用

（弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く。）

補償費：企業等の定める補償制度（職務発明規定等）に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費

人件費：企業等において知的財産業務を担当する者の雇用にかかる費用の直近の会計年度総額

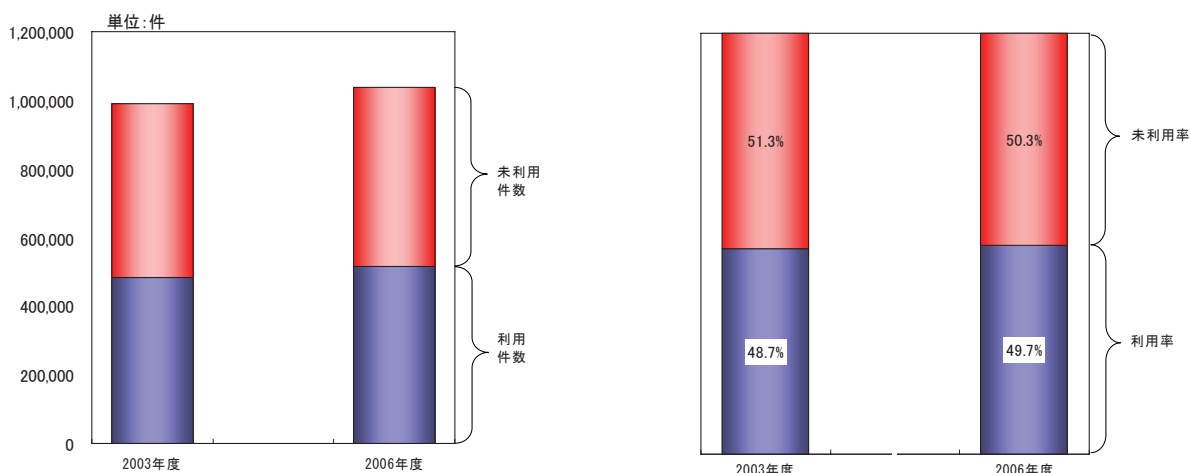
その他費用：上記の3分類に含まれない費用（知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、知的財産に関する業務に必要な固定資産の減価償却費又はリース料）

（資料）平成 19 年度知的財産活動調査報告書から抜粋

c. 我が国企業等における産業財産権の活用状況

本調査では取得した産業財産権の活用状況についても調査しており、特許権の活用状況の推移は以下のとおりである。特許権の権利所有件数¹、利用件数²共に増加傾向である。また、利用率（利用件数／所有件数）についても増加傾向にあることが分かる。

【国内における特許権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）】



	2003 年度	2006 年度
国内特許権所有件数(件)	990,272	1,036,868
うち利用件数	482,746	515,560
うち未利用件数	507,526	521,308

（資料）平成 19 年度知的財産活動調査報告書から抜粋

④調査結果の利用

本調査結果は知的財産政策を企画立案する際の基礎情報として利用されるとともに特許行政年次報告書及び当庁ホームページ等において広く周知し、官民が知的財産について議論を深める際の共通認識を形成する一助となっている。また、外部有識者からなる委員会を組織し、計量経済学及び統計学的手法を用いて、調査結果の解析を行い、企業等の産業財産権の出願行動や制度改革が与えた影響等についての分析を行っている。

¹ 国内特許権利所有件数は、内国人現存権利数の確定値（当庁調べ）である。「うち利用件数」及び「うち未利用件数」は、知的財産活動調査における全体推計結果より権利利用率を算出し、確定値に乘じることで得ている。

² 利用件数とは、権利所有件数のうち「自社実施件数」及び、「他社への実施許諾件数」のいわゆる積極的な利用件数の合計である。なお、未利用件数とは自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であり、防衛目的権利及び開放可能な権利（相手先企業を問わず、ライセンス契約により他社へ実施許諾が可能な権利）を含む。

(2) 大学の知的財産の活動状況

大学は、研究者の数及び研究資金の面から我が国の研究資源の多くを有しており、知的財産の創造におけるその役割に対しては大きな期待が寄せられていた。しかし、大学における研究成果が、当時は原則として教員個人に帰属していたこともあり、知的財産権の取得・活用状況は、大学の潜在能力に対する期待と比して必ずしも十分ではなかった。

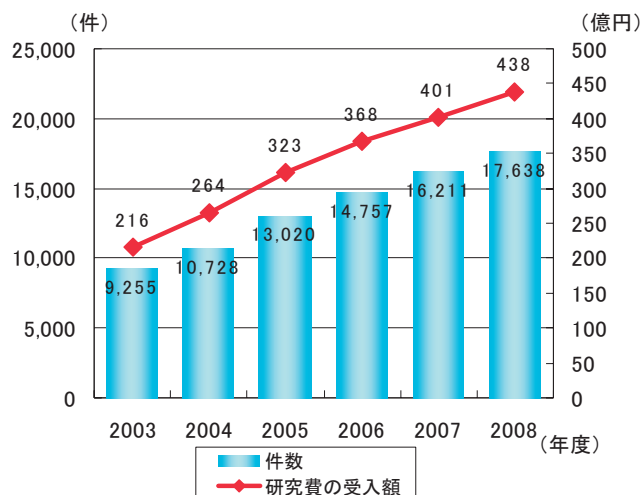
このような認識の下、1998年8月に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」が施行され、同法に基づいて実施計画が承認又は認定された技術移転機関（TL0）が、大学等の研究者が保有する研究成果を民間事業者に移転する事業に対して、国の支援が開始された。これに加え、「産業活力再生特別措置法」（1999年10月施行）及び「産業技術力強化法」（2000年4月施行）により、国からの委託による研究から生じた特許権等を国は譲り受けないことができるようになったこと（日本版バイ・ドール条項）、国立大学教官の TL0 における役員兼業に対する規制緩和、TL0 に対する国立大学施設の無償使用、特許料・審査請求料の減免措置など、TL0 の技術移転活動に対する一層の支援施策が講じられた。さらに、2004年に国立大学の法人化を控え、文部科学省が大学の研究成果を原則機関帰属すべきとの方針を示し、大学知的財産本部整備事業を2003年度から開始したことにより、大学自らが組織として研究成果の活用に取り組む時代を迎えた。特許庁も大学知的財産アドバイザー及び特許流通アドバイザーの派遣を行い、大学の知的財産活動を支援してきた。その結果、全国の主要な大学で大学知的財産本部¹や TL0 が設置され、大学等の研究成果を特許として権利化し、民間に移転する体制の整備が着実に進んだ。大学の特許出願は増加し、実施料収入や共同研究・受託研究の実績も著しく増加してきている。

①国内の出願状況

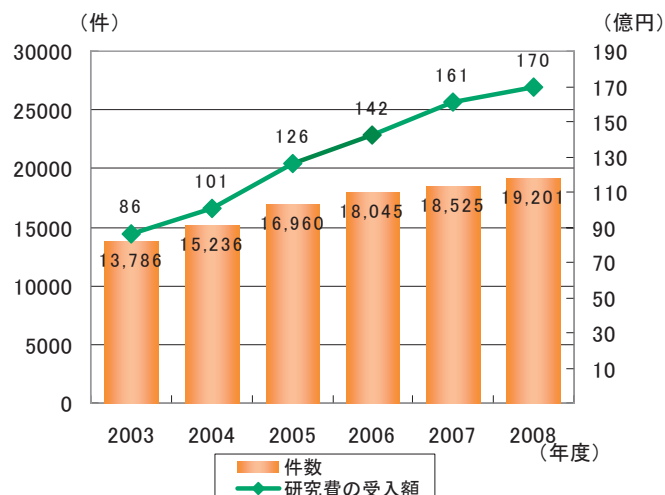
近年の産学連携の取組の推進とオープンイノベーションの進展を背景に、大学等と企業等との共同研究や受託研究は、件数・金額共に増加しており、2008年度における国公立大学等と企業等との共同研究は17,638件、受託研究は19,201件であった。

¹ 大学等で生まれた知的財産の機関管理への移行を踏まえ、大学等における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施するための組織。

【大学等における共同研究実績の推移】



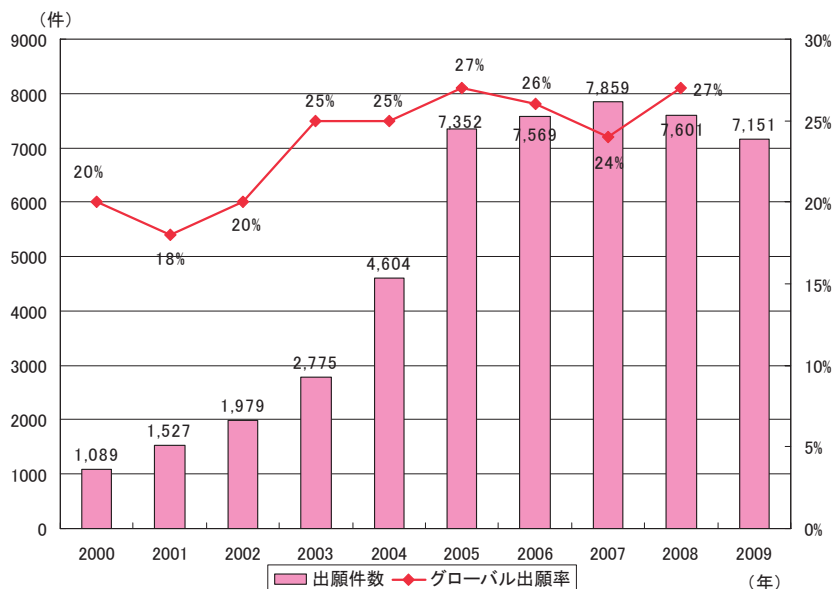
【大学等における受託研究実績の推移】



(資料) 文部科学省「平成 20 年度 大学等における産学連携等実施状況について」(平成 21 年 7 月 29 日)
を基に特許庁作成

大学及び承認 TL0 からの特許出願件数を見ると、2002 年には 2,000 件弱であったが、2005 年には 7,300 件を超え、急激に増加した。しかしながら、その後 2009 年まではほぼ横ばいで推移しており、出願件数の増加は一段落したといえる。

【我が国の大学・承認 TL0 からの特許出願件数及びグローバル出願率¹の推移】



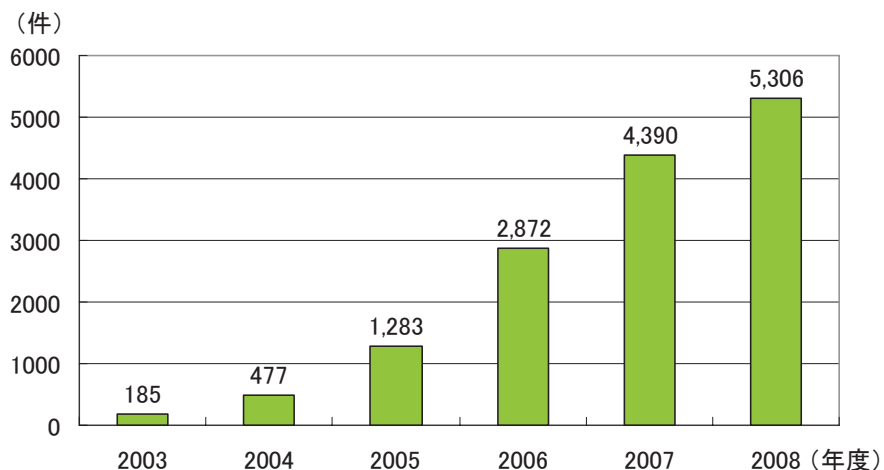
(備考) 我が国の大学・承認 TL0 からの特許出願は、出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認 TL0 の出願を検索・集計。企業等との共同出願も含む。

(資料) 特許庁作成

¹ 当該年に日本国特許庁になされた特許出願のうち、外国に出願されるものの割合。国内出願を経由せず、直接に国際出願の受理官庁としての日本国特許庁へ出願された特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願も含む。

大学等における特許権の実施件数及び実施料収入について見ると、実施件数は、2003 年度から 2008 年度の 5 年間で 28.7 倍に増加しており、実施料収入は、同 5 年間で約 1.8 倍に増加している。2008 年度の実施料収入は、前年度に比べ約 2 億円増加しており、大学の研究成果の活用が着実に進んでいるといえる。

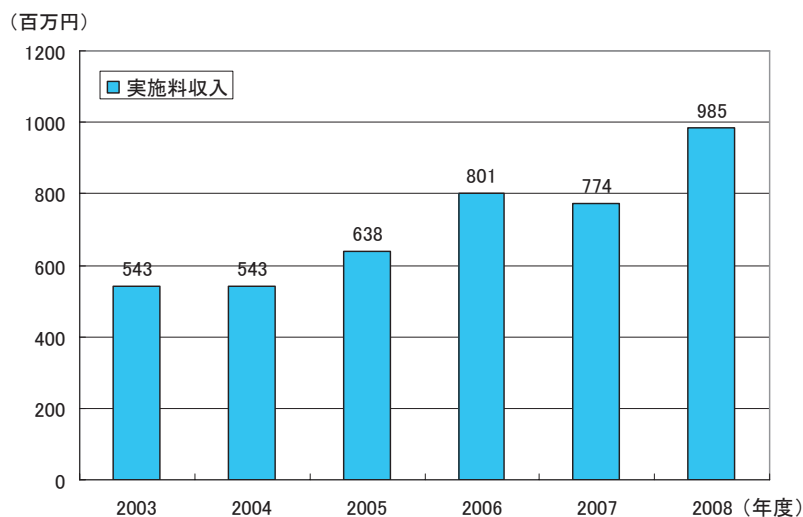
【我が国の大学等における特許実施件数の推移】



(備考) 特許権（受ける権利を含む）のみを対象とし、実施許諾及び譲渡件数を計上。

(資料) 文部科学省「平成 20 年度 大学等における産学連携等実施状況について」（平成 21 年 7 月 29 日）を基に特許庁作成

【我が国の大学等における特許実施料収入の推移】



(備考) 特許権（受ける権利を含む）のみを対象とし、実施許諾及び譲渡による収入を計上。

(資料) 文部科学省「平成 20 年度 大学等における産学連携等実施状況について」（平成 21 年 7 月 29 日）を基に特許庁作成

②大学における国際的な権利取得

大学における国際的な権利取得について見ると、2008 年の PCT 出願上位 500 中に、我が国の大学は 3 大学がランクインしている（3 大学のうち、最高位の東京大学は、世界の大学全体で見ても、34 位のカリフォルニア大学（345 件）、86 位のマサチューセッツ工科大学（189 件）、95 位のテキサス大学（158 件）等に次いで 12 番目に位置している）。

【2008 年 PCT 出願人上位 500 中に入った我が国の大学及び海外主要大学】

順位	大学名	出願件数	増減件数 (前年比)
34	UNIVERSITY OF CALIFORNIA	345	▲19
86	MASSACHUSETTS INSTITUTE OF TECHNOLOGY	189	14
95	UNIVERSITY OF TEXAS SYSTEM	158	63
120	TRUSTEES OF COLUMBIA UNIVERSITY IN THE CITY OF NEW YORK	130	16
:			
210	JOHNS HOPKINS UNIVERSITY	81	▲2
246	国立大学法人 東京大学	71	7
327	国立大学法人 大阪大学	55	▲36
396	国立大学法人 京都大学	44	▲35

(資料) WIPO Industrial Property Statistics